

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人高松市奥ノ池土地改良区から清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成20年6月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

清算人の種類	氏 名	住 所	退任年月日
清算人	西岡 幸雄	高松市楠上町2丁目6番33号	平成20年5月18日